

こども誰でも通園制度 **利用者募集!**

家庭以外の生活体験・集団生活の経験を通して
子どもたちの豊かな成長を育む機会を提供します

こども誰でも通園制度とは？

保育所などに通っていないお子さんを対象に
保護者の就労要件を問わずに月一定時間まで
保育所などの施設を利用できる新たな制度です。

家庭以外の
生活を体験
させてみたい

同年代の
おともだちと
遊んでほしい

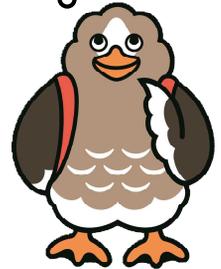
保育士の先生
に子育ての
相談をしたい

利用方法

- ① 市へ利用認定申請
- ② 事前面談の予約・実施
- ③ 利用予約・施設を利用

実施施設

- ・古川みなみ保育園 (☎21-2750)
(古川穂波三丁目4-38)
- ・古川西保育所 (☎22-0983)
(古川諏訪三丁目3-10)



対象

以下の全てを満たすお子さんが対象です。

- ☑ 利用日時点で**生後6カ月～満3歳未満**のお子さん
(※3歳の誕生日の前々日まで)
- ☑ 保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、
企業主導型保育事業所等の**施設に在籍していないこと**

利用可能 時間

お子さん1人あたり **月10時間**まで(1時間単位で利用可能)
※複数施設を利用した場合は、各施設の利用時間合計が月10時間まで

利用料

基本料金 お子さん一人 **1時間当たり300円**
※施設により異なる場合があります。
※非課税世帯は利用料減免制度があり、別途申請が必要です。
昼食、おやつを提供がある場合は、別途実費がかかります。

お問い合わせ

利用方法や制度について

大崎市民生部子育て支援課
電話:0229-23-6040

内容や空き状況について

利用希望の実施施設に
直接お問い合わせください



詳細や市への申請は
左の二次元コード
からご確認ください

(令和8年3月時点)